

三宅隆介 議会報告

平成28年
第2回川崎市議会定例会 一般質問



民間感覚と かけ離れ過ぎた就業制度は 市民理解を得られない！

川崎市職員の病気休暇制度について

民間では考えられない川崎市職員の病気休暇制度

- 1 連続して1ヶ月を超えなければ、その月に何日間の病気休暇を取得しても有給扱い。
(例えば、毎月15日間×12ヵ月=180日間の病気休暇を取得してもすべて有給扱い)
- 2 病気休暇(有給)取得の際、連続して6日さえ超えなければ何度繰り返し取得しても、
医師法に基づく医師の「診断書」の提出義務なし。診察券や薬袋を所属長に提出すれば可。

※病気休暇制度とは別に長期療養制度があります。

1 根拠法は『川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例』

市の職員の病気休暇については、昭和34年に制定された『川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例』により、有給で休めると定められています。

病気休暇として認めるかどうかは、「医師の証明書等」に基づき配属先の所属長が判断することになっています。

その病気休暇が1ヶ月を超えた場合には、審査会にかけられて長期療養者として位置付けられ、これもまた減額はされるものの有給扱いになる仕組みになっています。

ただし、圧倒的多数の市の職員は、病気の際には病気休暇制度を使わず、通常の有給休暇(年次休暇)を消化するなどしてやりくりされています。

川崎市職員の病気休暇の基準とは

**医師の証明書等に基づき
最小限度必要と認める日
又は時間**

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則より

2 連続して1ヶ月休まなければ、年に何日休んでも完全有給！

ところが、この制度には大きな問題点があります。

連続して1ヶ月を超えて病気休暇をとった場合、長期療養の対象となり職員衛生管理審査委員会にかけられ一定のチェック機能が働くようになっているのですが、連続1ヶ月休まなければ、ほぼ上限なしで病気休暇をとることが可能となっています。その場合、医師法に定められた医師の診断書を必要とせず、診察券や領収書、ときには薬袋などを所属長にみせれば病気休暇をとることが可能とのこと。

総務企画局長の答弁によると、市長事務部局における過去3年間の病気休暇の取得者数は、

平成25年度	428人
平成26年度	409人
平成27年度	407人

この中で、長期療養に至らなかった(1ヶ月を超えなかった)者のうち、最も多い病気休暇取得日数は、

平成25年度	71日
平成26年度	72日
平成27年度	81日

3 民間は原則として ノーワーク・ノーペイ

これらの職員は通常の有給休暇(年次休暇)の取得を含めると概ね3日に1回の割合で休んでいるという計算になります。しかし給与減額の対象となる長期療養にはなっておりません。なお賞与も付されつつ、それでいて人事評価の減点対象にもなりません。

即ち、連続して1ヶ月を超えて休まなければ、合計で何日休んでも構わないという制度になっています。そのうえで満額の給与を取得し、かつ賞与まで付与され、人事評価の減点対象にもならないというのでは、納税者(日本国民)たる多くの川崎市民は納得しがたいのではないのでしょうか。

民間企業は原則として、ノーワーク・ノーペイです。

また、川崎市役所の多くの職員は、職務多忙によりなかなか通常の有給休暇(年次休暇)を消化することができず、病気の際などに消化しているのが実態です。要するに市の職員同士のあいだにおいても不公平な事態となっています。

	病気休暇 取得者数 (有給)	うち、連続 1ヶ月を超えて 取得しな かった職員	うち、年間 20日以上 の 病気休暇を 取得した職員	うち、最も 多かった 病気休暇 取得日数
平成25年度	428名	260名	204名	71日
平成26年度	409名	241名	207名	72日
平成27年度	407名	288名	181名	81日

上の表のとおり、連続して1ヶ月を超えて休まなければ、年間に何日休んでも長期療養扱いとはならず有給の対象となります。

下の表は、平成27年度に病気休暇を取得した職員上位10名(長期療養者を除く)です。

例えば、職員Hは、通常の有給休暇(年次休暇)を7日しか取得していない一方で、49日の病気休暇(有給)を取得しています。その際、連続して6日を超えず繰り返し取得すれば、医師法によって定められた医師の診断書を必要とせず、診察券や薬袋を所属長にみせればよい、とのこと。民間企業では考えられない制度です。

4 平成27年度に病気休暇を 取得した職員・上位10名 (長期療養者を除く)

例えば、職員Hは通常の有給休暇(年次休暇)を7日しか取得していないにもかかわらず、病気休暇(有給)を49日取得しています。むろん、法律的には問題があるわけではありませんが、民間企業では考えられないことです。

川崎市職員の病気休暇の基準に「医師の証明書等に基づき～」とありますが、この「等」が曖昧であるため、診察券や薬袋でもいい、となってしまいます。因みに私の個人的推察ですが、この条例や規則を制定したとき、あえてこうした曖昧な表現にしたのだと思われます。革新市政時代のある種の遺物です。

職員	年次休暇(有給) の取得状況	病気休暇日数 (有給)
職員 A	14.5	81
職員 B	19	70
職員 C	22	60
職員 D	19.5	55
職員 E	19.5	50
職員 F	27.5	50
職員 G	17.5	49
職員 H	7	49
職員 I	20	42
職員 J	19	36

三宅の視点

隆介の主張

病気休暇の上限設定とルールを明確化を

私は、これを改善するために、次の4つの改善策を議会で提案しました。

- 改善策 1** 病気休暇取得の年間の合算に一定の上限を設ける。
- 改善策 2** 一定の上限を超えた場合には減額の対象とする。
- 改善策 3** 規則にある「証明書等」の「等」を削除し、「証明書」は仕事を休まなければならなかった医学的理由が明記されている医師法で定めるところの「診断書」にかぎる。
- 改善策 4** 所属長が明確に判断できるようにするためルールを条例で明文化する。

以上のことを市長が決断する。

この提案に対し、加藤順一(総務企画局長)は、



休暇制度の適正・公正な運用を行うことは重要でございますので、他都市の制度の運用状況等について調査の上で、ご指摘の点を踏まえ、検討を進めてまいります。

とご答弁されました。

あとは、市長のご決断を…



詳しい内容はブログでも掲載しています!
ほぼ毎日更新! アクセス数増加中!

<http://ryusuke.weblogs.jp>

三宅隆介 検索



スマホや携帯でも左のQRコードから簡単アクセス!

